

議第 5 号

刈谷田川土地改良区 役員等報酬、手当並びに費用弁償及び旅費支給規程 の一部改正について (案)

刈谷田川土地改良区役員等報酬、手当並びに費用弁償及び旅費支給規程の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区 <u>役員並びに総代の報酬及び費用弁償に関する規程</u> (趣 旨) 第1条 刈谷田川土地改良区の役員<u>及び総代の報酬及び</u>手当並びに役員、総代、規約に定める委員、定款附属書総代選挙規程及び定款附属書役員選挙規程に定める管理者及び立会人 (以下「役員等」という。) の _____ 費用弁償及び旅費の支給方法については、 _____ この規程の定めるところによる。 (報酬額及び支給方法) 第2条 役員<u>及び総代の報酬年額</u>は、別表1により支給する。 2 前項の役員のうち常勤以外の _____ 報酬 _____ は、その年度分を7月、1月、3月の3回に分けて支給する。 3 <u>第1項の役員のうち常勤役員については、この規程にかかわらず、次に掲</u>	刈谷田川土地改良区 <u>役員等報酬、手当並びに費用弁償及び旅費支給規程</u> _____ 第1条 刈谷田川土地改良区の役員、 _____ 総代、委員 _____ _____ (以下「役員等」という。) の報酬、手当並びに費用弁償及び旅費の支給 _____ については、別に定めるものの外は、この規程の定めるところによる。 _____ 第2条 役員等 _____ の報酬 _____ は、別表1により支給する。 2 前項の役員のうち常勤以外の<u>役員報酬</u>については、その年度分を7月、1月、3月の3回に分けて支給する。 3 _____ 常勤役員に対し期末手当を支給する。その額は _____

げる事項について、刈谷田川土地改良区職員給与に関する規程に準じて支給する。

(1) 報酬

(2) 期末手当

4 新たに役員、総代に就任____又は退職、____死亡した者の報酬は、月割りにて計算（1月に満たない場合は1月とする）し、支給する。

ただし、その職を離れた月に再びその職に就いたときは、重ねてその月の報酬は支給しない。

5 役員、総代の交代により、報酬額が変わる場合は、報酬額の多い方を優先に月割りにて（1月に満たない場合は1月とする）計算し支給する。

6 ____同一人が2以上の受給資格を有する場合は、報酬額の多い方のみを支給する。

(費用弁償及び旅費)

第3条 役員等が会議又は委員会の招集に応じ____たときは、____別表2により費用弁償並びに旅費を支給する。

2 第2条第1項の役員のうち常勤役員は、刈谷田川土地改良区職員旅費支給規程に準じて支給する。

____、刈谷田川土地改良区職員給与に関する規程に準ずる

____。

4 新たに役員、総代に就任した者又は退任若しくは死亡した者に対しては、月割____計算（1月に満たない場合は1月とする）して支給する。

ただし、その____月に再びその職に就任した場合は、重ねてその月の報酬を支給しない。

(新設)

第2条

2 ただし、同一人が役員と総代を兼ねる場合は、役員の報酬____のみを支給する。

第3条 役員等が____招集に応じ、又は職務のため旅行をしたときは、一旅行毎に別表2により費用弁償並びに旅費を支給する。

(新設)

(費用弁償及び旅費の計算方法)

第4条 費用弁償並びに旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。

ただし、特別の事情により順路により難いときは、現に要した実費の全部又は一部を支給する。

2 車賃は、その旅程を通算して支給する。

ただし、通算して1km未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

3 年度の経過により費用弁償並びに旅費を区分して計算する場合は、最初の目的地に到着した日をもって区分する。

4 職務のため旅行中に傷病又は天災地変のために滞在したときは、日当、宿泊料を支給する。

ただし、傷病は医師の診断書を、その他の場合は証明書を要する。

5 土地改良区の公用車利用による旅行の場合においては、鉄道賃、車賃は支給しない。

ただし、緊急を要する場合に高速道路を利用した場合は、後日高速道路料金を支給する。

(費用弁償及び旅費の支払い方法)

第5条 費用弁償及び旅費は 概算払いを請求することができる。

2 費用弁償並びに旅費は、全て順路により計算するものとする。

ただし、特別の事情により順路により難いときは、現に要した実費の全部又は一部を支給する。

3 車賃は、その旅程を通算して支給する。

ただし、通算して1km未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

第4条 年度の経過により費用弁償並びに旅費を区分して計算する場合は、最初の目的地に到着した日をもって区分する。

第7条 職務のため旅行中に傷病又は天災地変のために滞在したときは、日当、宿泊料を支給する。

ただし、傷病は医師の診断書を、その他の場合は証明書を要する。

第8条 土地改良区の 車利用による旅行の場合においては、鉄道賃、車賃は支給しない。

ただし、緊急を要する場合に高速道路を利用した場合は、後日高速道路料金を支給する。

第5条 費用弁償並びに旅費は、概算額を前渡しすることができる。

2 概算払いを受けたときは、旅行を終えた後、直ちに精算しなければなら
ない。

(委 任)

第6条 この規程施行について必要な事項は、理事長が定める。

別 表 1

○役員及び総代の報酬

役 職 名	区 分	報 酬 額	常勤・非常勤別
理 事 長	月 額	460,000 円	常 勤
第 一 理 事	年 額	540,000 円	非常勤
第 二 理 事	年 額	540,000 円	非常勤
会計担当理事	年 額	660,000 円	非常勤
上記以外の理事	年 額	440,000 円	非常勤
総 括 監 事	年 額	470,000 円	非常勤
上記以外の監事	年 額	440,000 円	非常勤
総 代	年 額	20,000 円	非常勤

第6条 前条の概算額は帰着後5日以内に精算するものとする。

第9条 この規程施行について必要な事項は、理事長が定める。

別 表 1

報 酬

役 職 名	区 分	報 酬 額	常勤・非常勤別
理 事 長	月 額	460,000 円	常 勤
第 一 理 事	年 額	540,000 円	非常勤
第 二 理 事	年 額	540,000 円	非常勤
会計担当理事	年 額	660,000 円	非常勤
上記以外の理事	年 額	440,000 円	非常勤
総 括 監 事	年 額	470,000 円	非常勤
上記以外の監事	年 額	440,000 円	非常勤
総 代	年 額	20,000 円	非常勤

別 表 2

○役員等の費用弁償及び旅費

・費用弁償及び宿泊料

区 別	日 当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)
出席費用弁償	4,000 円	—
県 内	4,000 円	10,900 円
県 外	8,000 円	14,800 円

別 表 2

費用弁償及び旅費

区 別	役 名	鉄道賃	船 賃	車 賃	日 当	宿泊料
出 席 費用弁償	役員等	普通運賃		1 kmに 付き 37 円 又は 実費	4,000 円	
県 内	役員等	普通運賃	1等運賃	1 kmに 付き 37 円 又は 実費	4,000 円	10,900 円
県 外	役員等	普通運賃 急行料金 特急料金 新幹線料金	1等運賃	1 kmに 付き 37 円 又は 実費	8,000 円	14,800 円

・鉄道賃		
区 別	鉄 道 賃	
出席費用弁償		普通運賃
県 内	<u>片道 55 km以内</u>	普通運賃
	<u>片道 55 km以上</u>	普通運賃＋ <u>特別急行料金</u>
県 外	片道100 km以内	普通運賃＋特別急行料金
	片道100 km以上	普通運賃＋特別急行料金 ＋座席指定料金
・船 賃		
区 別	船 賃	
出席費用弁償	—	
県 内	下級の運賃 ただし、高速船等を利用することが合理的であり、かつ現に利用した場合はこれらにかかる運賃	
県 外	中級の運賃 ただし、高速船等を利用することが合理的であり、かつ現に利用した場合はこれらにかかる運賃及び寝台料金を必要とした場合はこれらにかかる運賃	

附 記

1 県内出張の鉄道運賃については、片道35km以上については急行料金を支給する。

2 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100km以上のものは特別急行料金と座席指定料金を支給する。

3 船賃については、原則として下級の運賃(佐渡航路にあつては、2等の運賃)とする。

ただし、役員は中級 (佐渡航路にあつては、1等の運賃) を支給する。ジェットホイル、高速船を運行する航路にあつて、利用することが合理的であり、かつ現に利用した場合はこれらにかかる運賃を支給する。

・航空賃及び高速バス賃

区 別	航空賃及び高速バス賃
出席費用弁償	—
県 内	実際に支払った運賃
県 外	

・車 賃

区 別	車 賃
出席費用弁償	1 k mに付き 3 7 円
県 内	1 k mに付き 3 7 円又は実費（タクシー等）
県 外	

4 用務の都合上航空機を利用する必要があり、かつ現に利用した時は実際に支払った運賃を支給する。

5 高速バス利用の場合は、旅客運賃とする。高速バスの利用については、県外の運行路線を含め、その利用が経済的、かつ合理的であると認めた時は広く利用を認める。

6 公用車の利用ができず、理事長の承認を得て私有車を使用した場合には、ガソリン、消耗等の経費として1kmにつき20円を支給できるものとする。

7 役員等のうち常勤役員は、県内へ片道50km以内の日帰り旅行の場合の日当は支給しない。

ただし、片道50km以上の場合は550円を支給する。また、用務の都合により特に鉄道、バス等を利用した場合はその実費、宿泊した場合は1,100円の日当を支給する。

附 則（令和2年 月 日の総代会で議決） この規程は、議決の日から施行する。	8 <u>役員等のうち常勤役員は、県外へ旅行の場合は2,200円の日当を支給する。また、用務の都合により特に鉄道、バス等を利用した場合はその実費を支給する。</u>
---	---

令和2年10月14日 提 出

刈谷田川土地改良区
理事長 河 村 則 夫